

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

- ・市町村交付金（社会保障財源化分）288,024千円
参考：地方消費税交付金総額 676,840千円（内一般財源化分388,816千円）

（歳出）

- ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,669,617千円

【内訳】

地方単独事業 2,211,347千円、国庫補助事業 2,196,258千円、
投資的経費 27,593千円、公債費 121,385千円、共済費負担金 113,034千円

[引当項目一覧] ※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分 (単位：千円)

費目	経費	財源内訳			一般財源のうち職員人件費等	職員人件費等を除いた一般財源	うち消費税交付金引き上げ分の額
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	その他				
総合福祉	65,756			65,756		65,756	8,565
うち 社会保障施策に要する経費	65,756			65,756		65,756	8,565
医療	1,656,736	351,087	193,854	1,111,795		1,111,795	143,724
うち 社会保障施策に要する経費	1,604,800	351,087	150,254	1,103,459		1,103,459	143,724
介護・高齢者福祉	953,390	3,706	29,117	920,567		920,567	119,884
うち 社会保障施策に要する経費	953,247	3,706	29,117	920,424		920,424	119,884
子ども・子育て	598,794	6,708	422,591	169,495	50,288	119,207	15,039
うち 社会保障施策に要する経費	544,484	6,431	422,591	115,462	50,288	65,174	15,039
障がい者福祉	15,137	254		14,883		14,883	315
うち 社会保障施策に要する経費	2,672	254		2,418		2,418	315
就労促進	29,150			29,150		29,150	0
うち 社会保障施策に要する経費				0		0	0
貧困・格差対策等	5,390	1,528	34	3,828		3,828	499
うち 社会保障施策に要する経費	5,390	1,528	34	3,828		3,828	499
合計	3,324,353	363,283	645,596	2,315,474	50,288	2,265,186	288,024
うち 社会保障施策に要する経費	3,176,349	363,006	601,996	2,211,347	50,288	2,161,059	288,024

※本表は平成27年度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。